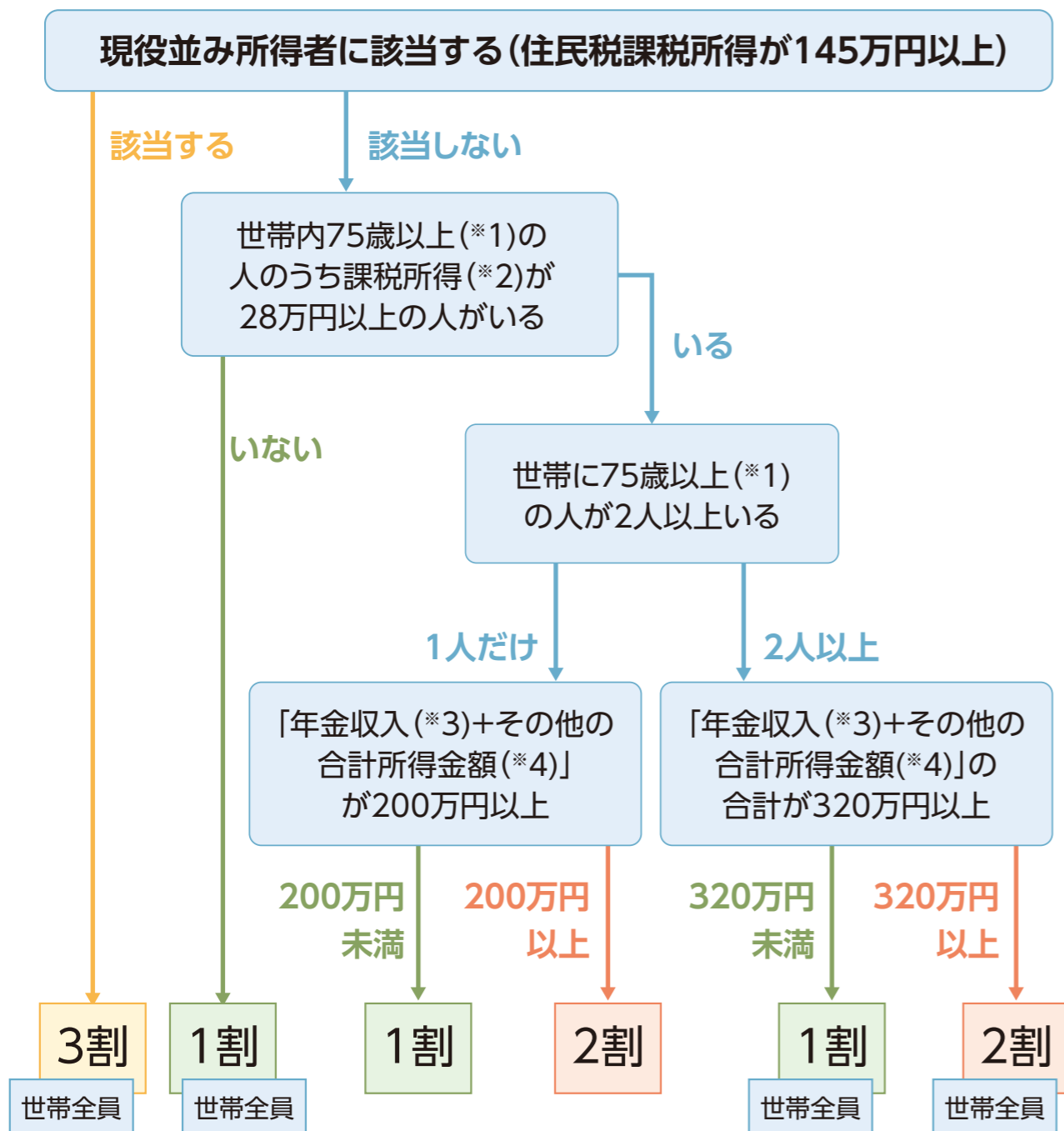


●令和4年10月1日以降の医療機関窓口での負担割合フローチャート



※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の人(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)
 ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
 ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。



後期高齢者医療についてのお知らせ

今年は8月1日と10月1日に被保険者証が更新されます

現在の被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日までです。
 令和4年10月1日から、後期高齢者医療費の自己負担割合に「2割」が追加されます。そのため、令和4年度は被保険者全員に対して被保険者証を2回交付することになります。
 8月1日から使用できる被保険者証(水色)は、7月下旬に郵送します。有効期限は、令和4年9月30日までの2か月となっています。また、10月1日から使用できる被保険者証(桃色)は、9月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただく場合があります。
 8月1日以降に受診されるときは、水色の被保険者証、10月1日以降に受診されるときは、桃色の被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。
 新しい被保険者証が届かない場合は、須恵町役場 住民課窓口へお問い合わせください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割(令和4年10月1日以降は、一定以上の所得がある方は2割となります)または3割です。
 毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。
 同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上(※)である場合には、3割となります。

【基準収入額の適用】

住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、窓口へ申請すれば、自己負担割合は1割となります。該当する可能性のある人には、案内の通知をお送りします(令和4年10月1日以降は、2割負担となる場合もあります)。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
 同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①または②に該当)
 ①本人の収入が383万円未満
 ②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※住民税課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、かつ、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、被保険者の住民税課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額で判定します(この場合の届出は不要です)。ただし、令和4年10月1日以降は、2割負担の人も適用されます。
 ※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額等から43万円を控除した金額)の合計額で判定します(届出は不要です)。